

第 57 号議案

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市立地域交流センター条例（令和 7 年 3 月条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後              |     | 改正前              |                      |
|------------------|-----|------------------|----------------------|
| 別表第 1（第 2 条関係）   |     | 別表第 1（第 2 条関係）   |                      |
| 名称               | 位置  | 名称               | 位置                   |
| [略]              | [略] | [略]              | [略]                  |
| 神戸市立筑紫が丘地域交流センター | [略] | 神戸市立筑紫が丘地域交流センター | [略]                  |
| [略]              | [略] | 神戸市立箕谷地域交流センター   | 神戸市北区緑町 4 丁目 6 番 3 号 |
| [略]              | [略] | [略]              | [略]                  |
| 神戸市立箕谷地域交流センター   | [略] | 神戸市立箕谷地域交流センター   | [略]                  |

|                |  |                   |                     |
|----------------|--|-------------------|---------------------|
| [略]            |  | <u>分館</u>         |                     |
| 神戸市立塩屋地域交流センター |  | [略]               |                     |
| [略]            |  | [略]               |                     |
| [略]            |  | 神戸市立つつじが丘地域交流センター | 神戸市垂水区つつじが丘4丁目6番地の7 |
| [略]            |  | [略]               |                     |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

箕谷地域交流センター及びつつじが丘地域交流センターを廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため。